

災害時の動物救護活動に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）、静岡市獣医師会（以下「乙」という。）、社団法人静岡県動物保護協会静岡支部（以下「丙」という。）及び公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「丁」という。）とは、災害時における被災動物の救護活動を協働して行うため、次のとおり協定を締結する。

（対象動物）

第1条 救護活動の対象となる動物は、原則として静岡市内で被災した犬、猫等の愛玩動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条の特定動物を除く。）で、明らかに被災により救護を必要としている動物（以下「対象動物」という。）とする。

（治療を要する対象動物の収容）

第2条 乙の会員であって診療施設を所有するものは、災害の発生に伴い、対象動物のうち治療のために収容を必要とする動物について、当該診療施設においてその収容能力等に応じて一時的な保管を行うものとする。

（動物救護センターの設置）

第3条 甲は、災害の発生に伴い、対象動物の救護活動が必要であると認めたときは、第5条に規定する被災動物救護計画に定めるところにより設置される対象動物を一定期間保管する施設（以下「動物救護センター」という。）のための場所を提供するものとする。

（動物救護センターの運営）

第4条 動物救護センターが設置されたときは、乙は、当該施設に収容される対象動物の治療等の医療行為及び健康管理を行うとともに、甲と協力して当該施設の運営に当たるものとし、丙及び丁は、当該施設に収容された対象動物の飼育及び乙が行う健康管理に協力するものとする。

（被災動物救護計画）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、前3条に定めるもののほか、災害時におけるそれぞれの役割、相互の協力体制の詳細を定める被災動物救護計画を策定するものとする。

（費用の負担）

第6条 動物救護センターの設置に係る費用は、甲が負担するものとし、動物救護センターにおける対象動物に対する医療行為、健康管理等運営に係る費用は、乙が負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。